

障害保健福祉主管課長会議資料

平成15年3月5日（水）

難病対策の推進について

健康局疾病対策課

平成15年度予算（案）の概要（難病対策関連）

平成14年度予算額	965億円
平成15年度予算額(案)	1,036億円
対前年度増△減額	71億円

難病対策見直しの基本的考え方

厚生科学審議会難病対策委員会中間報告（平成14年8月23日）を踏まえ、難病対策を総合的に推進する。

- ・ 難治性疾患の克服を目指した研究を推進するとともに、難病相談支援センター（仮称）の整備など難病患者のニーズを踏まえたきめ細かな福祉施策の充実を図る。
- ・ 医療費負担に対する支援制度については、低所得者への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担及び事業評価の導入により制度の適正化及び安定化を図る。

* 難病（特定疾患）とは

原因不明、効果的な治療方法未確立、生活面への長期にわたる支障があり、症例数が比較的少ないために全国的な規模で研究を行わなければ対策が進まない特定の疾患

見直しの内容

研究の拡充（118疾患を対象）

難治性疾患克服研究 21億円 → 24億円

- 予後やQOLが大幅に改善した疾患がある一方で、根本的な治療法が確立していない難治性疾患も多く存在

→ 難治性疾患の治療方法の確立を目指した大型プロジェクト研究

低所得者等に配慮した医療費の自己負担の見直し

(現行45疾患を対象) (平成15年10月施行)

特定疾患治療研究費 183億円 → 213億円

○他の難治性疾患や障害者医療との公平性の観点も踏まえ、

→ ・これまでの一律定額自己負担を見直し、所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担制度へ再構築することとし、低所得者については全額公費負担として特に配慮

なお、

- ・重症者については引き続き全額公費負担とする。
- ・日常生活に特段の支障がなく就労等も可能な軽症の期間にある者については、一般医療の扱いとする。ただし、症状が増悪し軽症でなくなった場合は、公費負担の対象とする。

○制度の安定化と事業の適正化の観点から、(対象患者数：年間約7%増)

→ ・事業評価制度を導入(「その他補助金」から「制度的補助金」への移行)
・各都道府県における認定体制の充実

* 既に交付されている特定疾患医療受給者証の有効期間(平成15年3月末)については、平成15年9月末まで自動延長とする。

福祉施策の充実

○難病患者のニーズを踏まえた福祉施策の拡充

→ 各種の在宅サービスの利用や就労等の支援の強化
(難病相談支援センター(仮称)の整備：各都道府県)

施設・設備整備費、運営費 0 → 4億円

→ 日常生活用具給付品目の拡充(9品目→17品目)

追加8品目：①動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、②意思伝達装置、
③吸入器(ネブライザー)、④移動用リフト、⑤居宅生活動作補助用具(住宅改修費)、⑥特殊便器、⑦訓練用ベット、⑧自動消火器

重症疾患の追加指定(平成15年度中)

今後、特定疾患対策懇談会において検討。



難病患者の実態を踏まえた施策の再構築

難病対策の概要

難病対策については、昭和47年に定められた「難病対策要綱」を踏まえ各種の事業を推進している。

平成15年度予算案 1,036億円（平成14年度予算額 965億円）

対策の進め方 事業の種類

[平成15年度予算案 54億円（平成14年度予算額 53億円）]

(1) 調査研究の推進

厚生労働科学研究
 (難治性疾患克服研究) (健康局)
 (iPS/再生医療等研究) (")
 (免疫/幹細胞-疾患予防・治療研究) (")
 (障害保健福祉総合研究) (障害保健福祉部)
 (子ども家庭総合研究) (雇用均等・児童家庭局)
 精神・神経疾患研究 (国立病院部)

*難治性疾患克服研究：特定疾患対策研究の充実強化

[平成15年度予算案

168億円（平成14年度予算額 163億円）]

(2) 医療施設等の整備

国立療養所の医療機器整備等 (国立病院部)
 重症心身障害児(者)施設整備 (")
 進行性筋萎縮症児(者)施設整備 (")
 国立精神・神経センター経費 (")
 重症難病患者拠点・協力病院設備(健康局)
 身体障害者療護施設におけるALS等
 受入れ体制整備 (障害保健福祉部)

[平成15年度予算案

794億円（平成14年度予算額 732億円）]

(3) 医療費の自己負担の軽減

特定疾患治療研究 (健康局)
 小児慢性特定疾患治療研究 (雇用均等・児童家庭局)
 育成医療 (障害保健福祉部)
 更生医療 (")
 重症心身障害児(者)措置 (")
 進行性筋萎縮症児(者)措置 (")

[平成15年度予算案

10億円（平成14年度予算額 7億円）]

(4) 地域における保健医療福祉の充実・連携

難病特別対策推進事業 (健康局)
 難病相談支援センター(仮称) (")
 特定疾患医療従事者研修事業 (")
 難病情報センター事業 (")

[平成15年度予算案

10億円（平成14年度予算額 9億円）]

(5) QOLの向上を目指した福祉施策の推進

難病患者等居宅生活支援事業 (健康局)

〈難病対策として取り上げる疾患の範囲〉

(1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病

〔例：パーキンソン病、重症筋無力症、再生不良性貧血、悪性関節リウマチ〕

(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

〔例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）〕